

シンポジウム
秘密保護法を監視する
～施行後1年余が経過して見えてきたもの～

日 時：2016年3月26日（土）
午後1時30分～午後4時30分
場 所：愛知県弁護士会館 5階 ホール
主 催：愛知県弁護士会

プ ロ グ ラ ム

司 会 花木 淳美（秘密保護法対策本部委員）

【開会の挨拶】 愛知県弁護士会 副会長 庄司 俊哉

【基調講演】

- ◆ 「秘密保護法の今」
青島 顕 氏（毎日新聞社社会部記者）

【基調報告】

- ◆ 「秘密保護法成立過程文書訴訟の現状」
新海 聡（愛知県弁護士会 秘密保護法対策本部 事務局長）

【パネルディスカッション】

- ◆ 青島 顕 氏（毎日新聞社社会部記者）
- ◆ 内田 隆 氏（名古屋オンブズマン事務局長）
- ◆ 新海 聡（愛知県弁護士会 秘密保護法対策本部 事務局長）
- ◆ コーディネータ 濱嶋 将周（愛知県弁護士会 秘密保護法対策本部 委員）

【閉会の挨拶】 愛知県弁護士会 秘密保護法対策本部 本部長代行 花井 増實

以 上

1, 「大騒ぎするものではなかった？」

施行1年、2015年12月10日の記者会見から

・菅義偉・官房長官「報道が萎縮するだとか、さまざまな懸念が表明されたが、指摘されたことは全く生じていない」

・金子原二郎・参院情報監視審査会長「そんなに大騒ぎするものではなかったでしょう」「特定秘密指定管理簿を見れば、こういうのが特定秘密だと分かる」

現状

・逮捕者ゼロ（たぶん）、情報公開範囲変わらず（たぶん）、役所の取材対応は？

2013年11月10日毎日新聞の「成立したら」は間違いなの？

2, 特定秘密って何？

条文を読んでもみる。 目的は？→1条 定義は？→あれ、3条

何が秘密？

・安倍晋三首相「(特定秘密の前身の「特別管理秘密」について) 9割が衛星情報。多くが暗号。さらにそれぞれの自衛隊の艦船等、細かい性能も全部秘密になっています」「工作人員とかテロリスト、スパイを相手にしていますから、国民は全く基本的に関係ないんですよ」(2014年11月、TBSテレビで)

特定秘密は「別表」に書かれた4分野（防衛、外交、スパイなどの防止、テロ防止）
23項目の範囲から選ばれる。

14年12月、最初に指定された特定秘密382件（15年末には+61件で計443件）
内容は（15年3月23日毎日新聞記事ご参照）

「衛星の収集分析対象と識別性能」「画像情報」「海外との連絡の暗号」

「北朝鮮の核開発、ミサイル開発に関する情報」「北方領土問題に関する交渉、協力の方針^等に関する情報」「外国政府から提供された特定秘密に相当する情報」

3, できるまで

1954年 MSA秘密保護法成立

1985年 国家秘密法案

2007年 日米「~~軍~~情報包括保護協定」(GSOMIA)

09年 麻生政権 法制の骨格（防衛、外交、テロ防止）

11年 有識者会議報告書

13年 特定秘密保護法成立

4, 罰則、範囲

□誰を取り締まるのか

安倍首相「工作人員とかテロリスト、スパイを相手にしていますから、国民は全く基本的に関係ないんですよ」（2014年11月、TBSテレビで）

→漏らした人、共謀、教唆、扇動

→官僚、報道機関？、国民（－政治家）？

5, 日本国憲法との衝突

会計検査に提供されない恐れ、そもそも秘密保護法は会計検査への提供を想定していたのか。（憲法90条「すべての国の収入支出を検査」。大日本帝国憲法はすべてではなかった）

6, 不十分な監視

政府内の監視機関 165/23万で「合格」 検査文書は省庁側が選んでいた

国会の監視機関 与党の反対で「特定秘密見る必要なし」、内部通報窓口設けず

7, 気になること

ころころ変わった1条 11年に法制局から「立法事実が弱い」と言われて

→何のために法律が必要なのか、説明できない？

→本当の目的は？ ① 米国の要請 ② 有事への備え・治安

政府・官僚の裁量が大きい 「性善説の法律」？

→不都合のことも含めて本当のことを国民に説明して議論を深めよ

勝手な使われ方をしたらどうなる？

いまより、これから いつか

■資料 特定秘密の保護に関する法律

(目的) 第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大する - 2 - とともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下 同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を 確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定 秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって 我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(特定秘密の指定)

第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者を いう。第十一条第一号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないものうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和 - 4 - 二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密 として指定するものとする。（後略）

120602

メディア

情報 デモクラシー 2012

官僚主導で策定 自公時代と変わらず

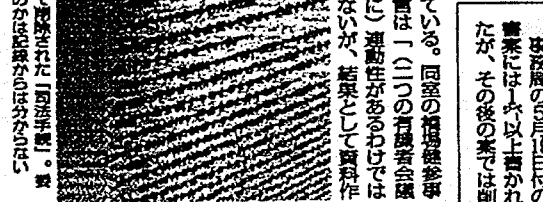
民主党政権の秘密保守法案

民主党政権が「秘密保守法案」を策定中だ。行政機関の「特別な秘密」を漏えいした公務員らの罰則を強化することが柱だが、自公政権が以前作ろうとした法案と極めて似通った過程をたどっている。法案を検討する有識者会議は官僚が事務局を務め、配布資料も議題の論点もほぼ同じ。一方、会議での議論のプロセスは議事録が作成されていないため検証できない状態だ。政権交代した今も、依然として重要法案が「官僚主導」で制定されようとしている実態が浮かぶ。【青島園】

秘密保守法案は、その時の政権の命を受けて議論される。防衛・外交政策の基本姿勢が異なる自民・公明政権と民主政権が、取った法案を検討する有識者会議のメンバーも異なる。2009年7月20日、当時の麻生大蔵相が衆議院を解散した翌日、「秘密保守法案」の方向に関する有識者会議の初会合が首相官邸で開かれた。検討されたのは「秘密保守法案」だった。

Table with 2 columns: 情報保全の在り方に関する有識者会議 (自公・2回で終了、3回以降は予定) and 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議 (民主). Rows include: 概要の説明、規定される論点の検討 (1回), 秘密の範囲、秘密の管理等 (2回), 秘密の管理② (3回), 罰則等 (4回), 法形式、基本的人権の尊重、その他 (5回), 報告書案について (6回).

初会合が首相官邸で開かれた。検討されたのは「秘密保守法案」だった。だが、衆議院の審議、自公から民主へ政権が交代。結局、衆議院の審議は6日間の20日12時に開かれた第2回会合で終了した。2009年7月20日、麻生大蔵相が衆議院を解散した翌日、「秘密保守法案」の方向に関する有識者会議の初会合が首相官邸で開かれた。検討されたのは「秘密保守法案」だった。



議事録が作成されていないため検証できない状態だ。政権交代した今も、依然として重要法案が「官僚主導」で制定されようとしている実態が浮かぶ。

民主党政権が検討した有識者会議では議事録が作成されていなかった。「法令の制定や経緯」の文書作成を定めた公文書管理法(11年4月施行)の趣旨に反する可能性がある。議事録も報告書も議事録が作成されたにもかかわらず、それを公開して議論の過程はたどられ、議員も不明な状態も出てきている。2009年4月20日、第4回(昨年4月20日)で議論の対戦になった「司法手続」は議事録で委員の発言の記録がないまま、最終的な報告書から消えた。「司法手続」とは、特別秘密を漏らした公務員が起訴された場合の手続きのことだ。法廷に特別秘密の内容を証拠として提出したら、秘密が漏れてしまったため秘密そのものを提出せずして証拠を提出できないという仕組みだ。

公文書管理法に抵触も

「政府」の内容に抵触する恐れがある。公文書管理法(11年4月施行)の趣旨に反する可能性がある。議事録も報告書も議事録が作成されたにもかかわらず、それを公開して議論の過程はたどられ、議員も不明な状態も出てきている。2009年4月20日、第4回(昨年4月20日)で議論の対戦になった「司法手続」は議事録で委員の発言の記録がないまま、最終的な報告書から消えた。「司法手続」とは、特別秘密を漏らした公務員が起訴された場合の手続きのことだ。法廷に特別秘密の内容を証拠として提出したら、秘密が漏れてしまったため秘密そのものを提出せずして証拠を提出できないという仕組みだ。

議事録「法は求めず」

「法は求めず」とは、議事録が作成されたにもかかわらず、それを公開して議論の過程はたどられ、議員も不明な状態も出てきている。2009年4月20日、第4回(昨年4月20日)で議論の対戦になった「司法手続」は議事録で委員の発言の記録がないまま、最終的な報告書から消えた。「司法手続」とは、特別秘密を漏らした公務員が起訴された場合の手続きのことだ。法廷に特別秘密の内容を証拠として提出したら、秘密が漏れてしまったため秘密そのものを提出せずして証拠を提出できないという仕組みだ。

人権への態度鈍く

大阪大学法学部教授の鈴木秀美氏が語る。民主党政権が検討した有識者会議では議事録が作成されていなかった。「法令の制定や経緯」の文書作成を定めた公文書管理法(11年4月施行)の趣旨に反する可能性がある。議事録も報告書も議事録が作成されたにもかかわらず、それを公開して議論の過程はたどられ、議員も不明な状態も出てきている。2009年4月20日、第4回(昨年4月20日)で議論の対戦になった「司法手続」は議事録で委員の発言の記録がないまま、最終的な報告書から消えた。「司法手続」とは、特別秘密を漏らした公務員が起訴された場合の手続きのことだ。法廷に特別秘密の内容を証拠として提出したら、秘密が漏れてしまったため秘密そのものを提出せずして証拠を提出できないという仕組みだ。

崩壊する知る権利

国の安全保障にかかわる重要情報を開示した者に罰則を科す「特定秘密保護法案」の衆院での審議が始まった。法案が成立すると、どんな影響があるのだろうか。必要な情報が市民に届かなくなる恐れはないのか。内部告発者は守られるのか。国会による行政機関のチェックはできるのか。三つのケースを想定し、弁護士の協力を得て考えてみた。各ケース未定の弁護士以外の名前はすべて仮名。冒頭「田中眞典」は市民に届かなくなる恐れはないのか。内部告発者は守られるのか。国会による行政機関のチェックはできるのか。三つのケースを想定し、

特定秘密保護法案 成立したら—— 市民生活こうなる

● ケース① 原発の津波対策を調べる住民 「そのかし」で有罪

電力事業者から提供された資料、内部告発者から提供された資料、自衛隊の機密情報など、特定秘密に該当する情報にアクセスしてはならない。一斉に特定秘密に該当する情報を開示したため、特定秘密に該当する情報が開示された。住民は、電力事業者から提供された資料、内部告発者から提供された資料、自衛隊の機密情報など、特定秘密に該当する情報にアクセスしてはならない。一斉に特定秘密に該当する情報を開示したため、特定秘密に該当する情報が開示された。



「特定秘密」田中眞典

● ケース② オスプレイ計画を尋ねる議員 行政が裁量で情報秘匿

国会議員が、オスプレイ計画に関する情報を尋ねた。行政は、この計画が国家安全に重大な影響を与える可能性があるため、情報を秘匿した。議員は、この決定に対して不服を申し立てた。

● ケース③ 自衛官が内部告発 米の盗聴 内容の違法性問われず

自衛官が、米軍が日本の通信内容を盗聴していることを内部告発した。政府は、この盗聴行為が違法であることを認めず、内部告発者を処罰した。

特定秘密保護法案のポイント

- 【特定秘密の指定】 防務から行政機関の長が防衛、外交、スパイ防止の防止、テロ防止の4分野の特に重大な影響を特定秘密に指定
- 【有効期間】 行政機関の長が5年ごとに延長を判断、30年を超えて更新する場合期限決定が必要
- 【罰則】 特定秘密を漏らした公務員、契約業者は16年以下の懲役、滅失や2年以下の懲役、人を取りたり、品行不端したりするなどの行為で特定秘密を手に入れたら10年以下の懲役、隠蔽した場合は5年以下の懲役
- 【送信許可】 長官を授け公務員、秘密に接する民間業者は本人の同意を得て送信可能
- 【知る権利】 市民の知る権利に資する報道、学術の自由を確保

特定秘密の検証 指定管理簿に限界

〔9省庁分140件公開〕

特定秘密指定管理簿

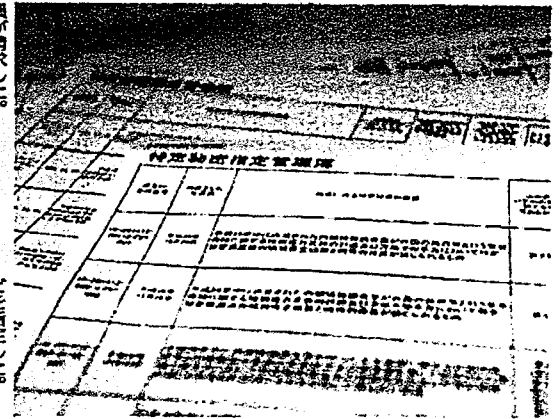
省庁が特定秘密を指定する
 とき、①指定日②有効期間と
 満了日③概要④法律が定めたとの種
 類の秘密にあたるのか——などを記
 載して作る帳簿。指定、延長、解除
 を管理する。特定秘密の監視機関で
 ある内閣府の独立公文書管理監や国
 会の情報監視審査会に提出され、秘
 密が適切かチェックする作業の資料
 に使われる。

文書単位では40万前後
 特定秘密は今年1月1日までに、
 内閣府、外務省、警察庁など10省
 庁が計3,077件指定した。二つの
 「情報」を一件と指定され、一件の情
 報には数百の文書が含まれるものも
 あるため、文書単位の特定秘密は40
 万前後とみられる。
 今回開示されたのは、防衛省を除

開示された特定秘密指定管理簿

指定省庁	指定数	主な内容
防衛省	49	・情報収集衛星の画像 ・暗号のアルゴリズム(仕組み)、鍵 ・内閣情報調査室が外国政府と行う安全保障に関する情報協力業務の計画・方法 ・人的情報源(情報の提供者) ●●●について2013年5月、8月と14年2月に作成された政府が講じる指図・方針
国家安全保障会議 日本NSC	1	4大臣会合(13、14年)で承認した日本版NSCの議論の結論
警察庁	23	・特殊部隊の戦術・運用 ・情報収集衛星の画像 ・特定有害活動(スパイなど)・テロの実行の意思・能力に関する情報 ・人的情報源またはその候補 ・海外との連絡用の暗号の鍵 ・外国政府等から提供された情報
国土交通省	1	●●●について13年5月と14年2月に作成された政府が講じる指図・方針
防衛省	2	・在日米軍の肩波数情報で●●●に関するもの
公文書管理 官庁	10	・特定有害活動・テロの防止に関し、外国政府から提供を受けた情報 ・人的情報源 ・特定有害活動の計画・方針・準備情報、特定有害活動を行い、または支援する団体 ・情報収集衛星の画像
外務省	35	・情報収集衛星の画像 ・東シナ海調査開発に関する中国との交渉・協力の方針 ・北方領土・竹島問題に関する外国政府等との交渉・協力の内容、収集した重要な情報 ・海外で多数の邦人が巻き込まれる恐れのある大規模緊急事態発生時の邦人退避についての関係国との協力の方針 ・我が国の周辺地域における有事に関する外国政府との協議内容 ・北朝鮮による日本人拉致問題で、被害者の安全確保、真相究明、実行犯の引き渡しを目的とした外国政府等との交渉、収集した情報 ・北朝鮮による核・ミサイル開発の収集情報 ・日本安保体制下の日米間の協力の関係に関する検討・検証、協議等 ・米側から提供された秘密軍事情報 ・暗号のアルゴリズム仕様書
東北 保安庁	15	・情報収集衛星の画像 ・外国政府との情報協力業務で提供された情報
経済産業省	4	・情報収集衛星の画像
計	140	

昨年12月の特定秘密保護法の施行を受けて指定された特定秘密の概要をリストにした「指定管理簿」=①=のうち、140件分が明らかになった。「情報収集衛星の画像」「北方領土の交渉内容」など内容がある程度分かるものがある一方で、「テロの実行の意思・能力に関する情報」などわかりにくい記載もあった。管理簿を特定秘密の検証の手がかりとするには限界がありそうだ。 【青島剛、和田武士】



開示された特定秘密指定管理簿。「情報協力業務の計画及び方法」など具体性に欠ける記述が目につく

く、省庁の特定秘密の概要を記した文書、民主党的の傍録(傍録)を記した秘密軍事情報に関する情報など

140件のうち内閣府の情報収集衛星が6割以上を占めた。外務省は北方領土・竹島問題、北朝鮮の核・ミサイル開発、米側から提供された秘密軍事情報に関する情報など

一方警察庁は「特定有害活動(スパイなど)・テロの実行の意思・能力に関する情報」(公文書管理官庁)は「特定有害活動の計画・方針・準備情報」を記している。指定管理簿は「特定有害活動(スパイなど)・テロの実行の意思・能力に関する情報」(公文書管理官庁)は「特定有害活動の計画・方針・準備情報」を記している。指定管理簿は「特定有害活動(スパイなど)・テロの実行の意思・能力に関する情報」(公文書管理官庁)は「特定有害活動の計画・方針・準備情報」を記している。

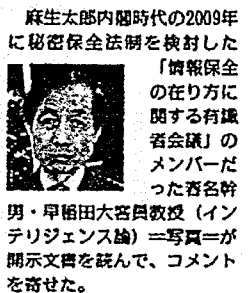
概要にも黒塗り部分

また、内閣府、総務省(法務省)計11の秘密は、開示された指定管理簿の一部が黒塗りされていた。法務省は秘密の管理の観点も考慮して、法務省の秘密管理の指図は「特定秘密管理簿」の概要が明らかにされると、入手可能な情報の提供と併せて、秘密の内容が管理に提供されてしまふ恐れがある」と説明した。

また、内閣府は昨年9月「特定秘密」のものではないかを、どのようにな情報指定されたのかを判断する必要がある。例えは法務省の秘密は1年前と2年前に作成した「政府

書き方見直す必要

春名幹男・早稲田大客員教授



麻生太郎内閣時代の2009年に秘密保全法制を検討した「情報保全の在り方に関する有識者会議」のメンバーだった春名幹男・早稲田大客員教授(インテリジェンス論)一写真一が開示文書を読んで、コメントを寄せた。

「情報保全の在り方に関する有識者会議」のメンバーだった春名幹男・早稲田大客員教授(インテリジェンス論)一写真一が開示文書を読んで、コメントを寄せた。が講じる指図又はその方針」としか分からない。特定秘密管理の官僚も黒塗りにしている。また、国家安全保障会議の秘密は1件だけで、昨年と一昨年の会議の「結論」としか書いていない。そのため、この秘密は1回の会議のものなのか、あるいは複数の会議のまとめなのか、そんな基本的なことも不明のまま。このままでは、秘密指定が妥当かどうか、あるいは、いつ秘密解除すべきか、全く判断などできないし、過度の秘密指定をチェックすることなど不可能と思われる。書き方を見直す必要があるだろう。

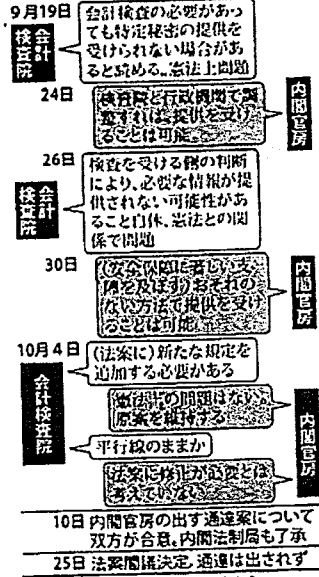
技術的な情報を別にすれば、指定管理簿に記述されている「特定秘密の概要」が抽象的すぎると思う。例えは法務省の秘密は1年前と2年前に作成した「政府

秘密保護法「憲法上問題」

検査院が支障指摘

特定秘密保護法案の閣議決定を控えた9月10日、法が成立すれば秘密指定書類が会計検査に提出されない恐れがあるとして、会計検査院が「すべてを検査する」としている憲法の規定上問題」と内閣官房に指摘していたことが分かった。検査院は条文修正を求めたが、受け入れられないまま特定秘密保護法は成立した。検査院は修正しない代わりに、施行後も従来通り会計検査に依るよう各官庁に通達すると約束したが、法成立後2年たっても通達を出していない。「百鬼夜行」

2013年の法案提出までの会計検査院と内閣官房のやりとり



※情報公開請求で開示された文書から

毎日新聞が情報公開請求で内閣官房や検査院から入手した法案検討過程の文書で判明した。10日で施行1年を迎える特定秘密保護法の10条1項は、秘密を指定した行政機関が「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある」と判断すれば、国会などから求められ、国会などから求められ、国会などから求められることとしている。

開示された文書によると、13年9月、同法の政府原案の提示を受けた検査院は、「安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定秘密を含む文書の提供を検査対象の官庁から受け

られない事態がありうる」として、内閣官房に配慮を求めた。憲法90条は、国の収入支出の決算をすべて毎年、検査院が検査すると定めているためだ。

ところが、内閣官房は検査院と行政機関で調整すれば(文書)の提供を受けることは可能」などと修正に必要なかった。検査院も承服せず、同年10月上旬まで少なくとも2回、憲法上問題だと法案の修正を文書で繰り返して求めた。

結局、検査院と内閣官房の幹部同士の話し合いを経て同年10月10日、条文の修正をしない代わりに「秘密事項について検査上の必要

があるとして提供を求めら

れた場合、提供する取り扱いに留意を加えたい」とする文書を内閣官房が各官庁に通達することになった。約2週間後の10月25日に法案は閣議決定され、国会に提出されて同年12月に成立した。

それから2年たつたが7日までに通達は出していない。会計検査院法規程は取付に「今のところ、特定秘密を含む文書が検査対象になつたという報告を受けていない」とした上で「我々は憲法に基づいてやっております。情報が確保し取れることが重要。内閣官房には通達を出しても変わらないといけな

情報隠し危険はらむ

解説 会計検査院によると、大日本帝国憲法下では軍事関係予算の検査に限界があった。政府・軍の機密が会計検査の対象外だったため、膨れ上がった軍関係予算の多くがブラックボックスに入っ

た。「会計検査院百年史」は、軍事上の秘密漏えいを如罰する軍機保護法(1937年改正)によって「会計検査はかなり制約を受け」た」と記す。

現行憲法90条はこうした反省から「国の収入支出の決算は、すべて毎年度会計検査院が検査する」と規定する。検査院は内閣から独立した存在で、憲法90条に抵触するおそれのない「百鬼夜行」

特定秘密には防衛や外交などの予備措置に関する文書が含まれる。

秘密保護法10条1項について、元会計検査院長の川口博・日本大教授(公共行政)は「検査を受ける側から、憲法90条に抵触するおそれのない」と指摘する。

国の由る秘密の漏えいや不正な取得に罰則を科す秘密保護法は、運用次第で深刻な情報隠しにつながりかねない危険をはらむ。疑念を解消する努力が政府に求められる。

検査院は追及を

右田正博・埼玉大教授(憲法)の話、特定秘密という「壁」をつくって検査対象から外すやり方は事実上の憲法改正に等しい。内閣官房や政権の憲法に対する対応が問われている。検査院にとっても重大な憲法問題が棚上げされている。だから、追及すべき問題だ。

については「適切な時期に出すことを求めている」としている。

検査院は追及を

制定へ政治の関与 記録残さぬ政府 [施行2年目 秘密保護法]

特定秘密保護法は昨年12月から施行2年目に入った。この法律の成立過程に政治がどのように関わったのを知るため、毎日新聞は第2次安倍内閣が誕生した2012年12月以降の同法の検討過程に関わる文書を情報公開請求した。しかし、政治の関与を示す文書はほとんど作られておらず、わずかに存在した文書も政治家の発言の大部分が不公開になった。重要法の形成過程の記録作成と情報公開の在り方が改めて問われそうだ。

【青島園】

特定秘密の指定の在り方や運用状況を確認する政府の国会の機関の活動が、法施行1年を過ぎてようやく明らかになってきた。内閣府の情報保護監視センターが初めに報告書を公表し、参院の情報監視委員会も施行初年の14年分の審査をほぼ終えた。監視機関が存在を証明できるかは、今後の活動や機能強化の努力にかかっている。

監視機関も手探り続く

月末現在のうち計165件と聞いて、各省庁から派遣されていることとについて、監察室は「検証対象の省庁の考え方が理解できる。独立性が低いとは思われない」と説明する。秘密保護法の運用基準は監察室の通知でゼロ。窓口と連絡は4件の事務所で稼働している。次回以降は来年3月までの検証結果を報告するとしている。

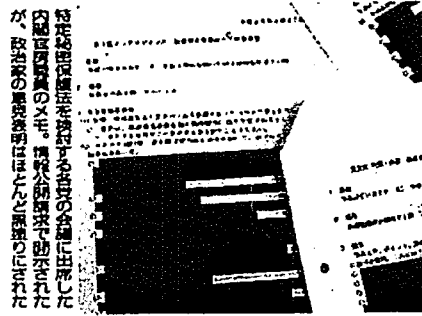
参院の情報監視センター(金子原二部会議員、8人)は昨年12月、外務省、防衛省、警察庁の特定秘密1件が記録された文書の提示を受けて動いた。一方、民主主義が同一、憲法府と国家安全保障会議(NSC)の指定による特定秘密の計10件について提示を求める動きはない。本来、選挙で選ばれた公人である政治家がどのような議論をしたかは、官報以上オープンにされるべきだ」と話している。

省庁協議

法案を巡る内閣府と関係省庁との協議文書を内閣府に請求したところ、11月19日、国会関係者に「各省庁の協議が完了した」という報告があった。協議は13年9月17日以内閣府に完了した。関係者は「各省庁の協議が完了したことが、特定秘密の公開の法を巡る争いに対する一つの契機となる」と話している。関係者は「各省庁の協議が完了したことが、特定秘密の公開の法を巡る争いに対する一つの契機となる」と話している。

法案と政治

特定秘密保護法の検討過程で内閣府の内閣府は、首相府の政治三校、政界、国会議員でも多くの影響力を行使した。自由新聞の調査によれば、会議は与野の議員、関係者に求めた。公開されたのは、法案の国会提出(2013年10月)の前の国会以降に各政党の会議で議論された内容が記載された。会議は与野の議員、関係者に求めた。公開されたのは、法案の国会提出(2013年10月)の前の国会以降に各政党の会議で議論された内容が記載された。



特定秘密保護法案
各省庁から寄せられた主な質問と回答

省庁	質問	内閣府の回答
首相府	新聞報道によると、麻生(副首相)首相補佐官(当時)は、原案関連情報に特定秘密に指定しないとは述べた。『●●』または「核物防規定」は原案に関連する情報と書えるのか。	ご指摘の資料がテロリズムの防止のためのものである場合に指定する場合はありうる。考慮される。
首相府	(適性評価の対象者が自己申告した内容の確認を照会する)「公私」とは具体的に、どこに、どんな情報要求を求めているのか。	公務所は入管に出入り履歴、市町村に納税の履歴、通院履歴のある病院に薬理効果のある薬や精神薬の履歴、金融履歴の照会を用いる。
文部科学省	ほとんどの行政機関はテロリズムに携わった者を把握していない。内閣府は情報監視センターへの照会により、(適性評価)評価対象者とテロリズムの関係を確認できるのか。	テロリズムの照会先機関は、まだ検討中だが、内閣府が先機関となり、照会する場合、照会に依る。
経済産業省	特定有害活動の防止に関する業務について、核兵器、無人飛行機の開発、製造、使用のために輸出されるおそれの大きいものを輸出入する活動には、経済産業相の所掌業務も想定されているのか。	想定される。

●●●は情報公開請求に対して、開示にされた部分

を出した際は野党議員3人が賛成したもの、金子原を除く与野議員4人の反対多数で否決した。金子原は「1閣僚会合の議論の結果で議事録の一部が指定されていた」と求めたが、公は「政府の説明で十分理解でき、提示を求めない」とした。民主主義の大野元敏議員は「政府が出したくない秘密の提示を求めないなら、憲法府の役割を果たさない」と批判した。

参院の情報監視センター(金子原二部会議員、8人)は昨年11月、外務省、防衛省、警察庁の特定秘密1件が記録された文書の提示を受けて動いた。一方、民主主義が同一、憲法府と国家安全保障会議(NSC)の指定による特定秘密の計10件について提示を求める動きはない。本来、選挙で選ばれた公人である政治家がどのような議論をしたかは、官報以上オープンにされるべきだ」と話している。